

○ 委員長

次、武道場について、川上委員の質疑を許します。

○ 川上委員

武道場については、穂波については平成22年度をめどに代替施設を確保するというふうになっているんですね。これはB&Gのこのようです、後ろのほうまで読み込んでいくと。どういうふうな検討を今されていますか。

○ スポーツ振興課長

武道場につきましては、いま穂波の武道館の場合でしたら6団体使用いたしております。その中に飯塚消防署、陸上自衛隊が入っておりますので、それを除きますと地元の4団体が利用しております。利用されている団体につきましては、日本拳法、ナーディ体操等々、畳の必要性のないものが利用されております。潁田につきましても同じような団体が利用されている状況でございます。そういったものからふまえましたときに武道館といった形のものでなくても十分対応可能ではないかということで、例えばB&Gあたりも十分代替施設として可能ではないかといったところで今検討しているところでございます。

○ 川上委員

必要に応じて畳を敷くようなことも考えるんですか。

○ スポーツ振興課長

実際、いまここ近年の状況を見ますと、畳の必要性がない競技がほとんど武道館の利用ということでございます。実際、畳のある体育館としましては、筑穂体育館は2階に畳がございます。柔道ができるような施設もございます。それを考えましたときに、いろんなところでいろんな利用ができる体育館もございますので、各競技が出てきましたときにはそういったところを利用しながら全体的にうまく使用できる形をとりたいというふうに考えております。

○ 川上委員

畳があるのはそこだけでしょう。それで、潁田なんですけど、潁田の場合は小中学校建替え時に廃止すると。それでその後の機能としては中学校の体育館とサンシャイン潁田の多目的ホール、一定の段階までは潁田の体育館と書いていますね。それで、サンシャイン潁田については、前回のサンシャイン潁田そのものの審査の過程で可動式電動いすの休廃止を検討するというのがありましたね。これは出しっぱなしにするとか、収納したままにするということなんですか。もし出しっぱなしだと、これは使えないでしょう。どういう関係になっていますか。

○ 中央公民館長

サンシャイン潁田につきましては、素案にあげておりますように、電動椅子の出入りにつきましては、効率的な稼働形態をスポーツ振興課その他関係課と協議しながらより効率的な使い方を考えて生きたいと考えております。

○ 川上委員

武道館の代替機能を持たせるとすれば、出しっぱなしではどうしようもないわけですから、収納しないとイケないわけでしょう。で、電動でなくても収納できるんですか。人力で収納できるんですか。

○ 中央公民館長

電動で出し入れするようになっております。

○ 川上委員

じゃあ、相当調整しないとイケないですね、今から。出しっぱなしだと武道館の機能を果たせないでしょう。なおしっぱなしだと公民館の附属施設としての仕事がしにくいでしょう。それだけではないでしょうけど。と思いました。それで、いずれにしても潁田については1万2,412人で新しい小中学校の体育館で吸収できるように言われましたけど、この武道館の利用者数を合わせると1万4,396人なんですよ。それが、250日くらいで割ったら良いとい

うことじゃないでしょう。やっぱり土日祝祭日に多くは来るわけですから。そうすると、本当に吸収できるのか、よく研究してもらい必要があるだろうと思うんですよ。私はいまの段階で経費のこともともに計算してない段階で、武道館をこうしますああしますというのをここまで決め付ける必要があるのかというふうに思うんですね。もう少し全体としてはこの程度の実施計画ならかなり曖昧さもあるし、逆にフリーハンドもあるわけですから、武道館だけこのように決め付けていく必要はないだろうと思うんですね。それから、颯田の跡地、武道館の跡地については、隣接の体育館や市民プール跡、児童館と一体的に検討するというふうに書いてあります。これはどういう意味でしょうか。何かここで公的な施設を考えるということでもなさそうなので、売るときには一体的に売るといえることですか。分割しては売らないということですか。そういうふうに考えたんですが、どうですか。

○ 行財政改革推進室主幹

いま武道館につきましては隣接に体育館、それから児童館等、旧プールもございまして、そういう施設が集合いたしております。この跡地につきましては、今の段階では同行するという検討はいたしておりません。今後一体的に検討を進めてまいりたいと考えております。

○ 川上委員

だから売る、売らないということは決めてないでしょうね。それで、一体的にというところを聞いているんですよ。一体的にというのは売るときはこの地域全体一括じゃないと売らないよというような意味合いを含んでいるのか、分割じゃ売らないんだというようなことを言われているのか。

○ 行財政改革推進室主幹

売却の方法等につきましては、現時点では検討いたしておりません。一括して売るとか分割して売るとかいうことは合わせて検討は今の段階では検討しておりません。

○ 川上委員

この一体的にという4文字は何のために入っているんですか、一体的にというのは。

○ 行財政改革推進室主幹

こういう施設が一つの場所に集合いたしておりますので、こういう表現をさせていただいております。

○ 川上委員

じゃあこれは一括してしか売らないとか、そういう売る、売らないも含めて意味のないことを書いているということで確認していいですか。これはわけもわからず質問しているわけじゃないですよ。だから、今言ったことを答弁してください。

○ 行財政改革推進室長

先ほどの颯田のいろんなスポーツ施設につきましては、地域性とかそういうことがありまして、あの場所につきましては一体的というのが種々固まっておりますので、将来的に地域のいろんな発展になることを考えてのいろんな検討をすることをここで挙げているところでございます。

○ 委員長

次、66ページ、弓道場について、川上委員の質疑を許します。

○ 川上委員

弓道場についてです。大規模改修の必要などときは、廃止を含めて関係団体で協議するというふうになっております。耐用年限の関係もあると思うんですが、もう越えておるでしょうから、時期はいつ頃を目安にされておるんでしょうか、お尋ねします。

○ スポーツ振興課長

時期の目安という点ではまだ考えておりません。

○ 川上委員

大規模改修の必要なときは、と書いてあるでしょう。大規模改修工事等の必要性が生じた際は、と書いていますね。どういう時期か、目安なしに書かれているわけですか。

○ スポーツ振興課長

大規模改修と申しますのは、いま弓道場は木造でございます。それで、台風等いろんな状況が今後生じてくるかもしれません。そういったときに、屋根が損壊して全然使用機能がなくなるとかそういったものが生じたときというふうに考えております。

○ 川上委員

災害を想定されているわけですね。そういう時は修理をしたらいいんじゃないかと思うんですよ。だから、そういうことじゃないでしょう、ここで掲げているのは。だから、そちらのほうでどういう検討をしたか、検討したとおりの事を答弁してください。

○ スポーツ振興課長

委員の言われますように災害だけを想定したわけではございません。やはり木造ですので、それなりに古くなっていくというのはございます。少しの改修でしたらあれなんです、やはり木造ですからシロアリもありますし、何もかもありますので、当然改修の必要性があろうといったときにある程度大きな改修が生じたときということです。何年度くらいにこういった改修が生じるかという部分では、今のところ大切に使用しているという状況では、今すぐ大規模改修ということでは考えておりません。

○ 川上委員

じゃあこの上のほうは書かなくていいことですね、基本的には。そして、問題はなお存続する間は、というところなんですよ。市のほうとしてもこの施設が危険を伴い利用者が限定される特殊な施設であることをふまえた中で、と書いてあります。具体的には指定管理者制度を導入するというんだけれども、そういうような特殊な施設であることをふまえるというのはどういうことを意味しているんですか。私は民間に競技団体を想定してのことではないかと思うんだけれども、そういう団体に責任を押し付けるような形での指定管理者制度導入というのはおかしいのではないかと思うんですけれども、どういう危険性を念頭において指定管理者制度というふうになっていくわけですか。

○ スポーツ振興課長

弓道と申しますのは、やはり矢を使います。弓矢というのは人に向けたりまた、初心者の場合ですと弓を引くといった部分では非常に弓は強い引きがいらいます。初心者が使いますと非常に危ない危険性の高いものであるというふうに私どもは考えております。そういったものから、弓道を見に来たり、されに来られたりとかしたときに熟知された方が教えながらやるとかいうことが必要ではないかということを考えたときにそれを管理されることについては、そういった経験のあるところが一番いいのではないかということで考えております。

○ 川上委員

現状で不都合がないわけでしょう。現状で事故が起こったということはないわけでしょう。この言葉はあなた方が指定管理者制度を導入すると危険が増大するのではないかなというのを意味がこもった言い方になっているんですよ。危険な施設であることをふまえた中で指定管理者制度を導入すると。指定管理者制度導入によって危険性が緩和されるというのであれば、そのように書くでしょう。危険なんだけど、指定管理者制度を導入したいからそのところを承知して導入するんだよという書き方なんですよ。そうすると、指定管理者制度を導入すると危険性が増すということをあなた方は考えておられるのではないかというふうに読むんだけど、そのところどうですか。

○ スポーツ振興課長

そういったことではなくて、この競技がこういった競技かということをふまえたときに、そんな簡単な安易なスポーツでないといったところをここで申し述べたかったところでございます。

す。

○ 川上委員

いずれにしても指定管理者制度の導入は必要でないですね。現状で何の問題もないでしょう。あなたが指定管理者に121万円の三角がついているでしょう、赤字。これを負わせろと思うているのであればまた別ですけども、そういうことでないのであれば、指定管理者制度を導入する必要は何にもないでしょう。必要がありますか。

○ スポーツ振興課長

現状といたしましていま体育協会を通じまして、委員ご存知のように、特殊なスポーツということで、弓道連盟のほうでこちらのほうを見ていただいている現状がございます。そういったところをふまえましたときに、弓道場につきまして、弓道連盟についていろいろなことを考えておりましたら、指定管理者でやっていただきながら管理していただくというのはいいのではないかというのがいいのではないかということで考えております。

○ 委員長

川上委員、同じような質問になってるから、変えてください。

○ 川上委員

いずれにしても、ここは現在までの使用の方法で特別に支障があったわけじゃないでしょう。そういうものを特別に危険を伴う施設であることを承知しながら新たに指定管理者制度を導入するのはおかしいと思います。このことを指摘しておきたいと思います。この質問を終わります。

○ 委員長

次に、68ページから74ページまで、これは陸上競技場が68ページの中に入っておりますので、一緒にやっていきたいと思います。川上委員の質疑を許します。

○ 川上委員

先に運動広場、グラウンドのほうからお尋ねしたいと思うんですね。これを見ますと、先ほど体育館の例ではありませんけど大体3つの選択肢に分けているようですね。市民運動公園と健康の森は存続して、平成22年から指定管理者制度と、これは1ですね。2としては颯田と筑穂と庄内については平成22年度を目途に廃止して無償貸与と。ここで無償貸与になっているんですね。3番目としては庄内工業団地、これは2.8ha、広いところですね。出初式とかをすところですね。用途変更するということになっています。それで、特にこの庄内工業団地の廃止の問題なんですね。庄内工業団地廃止の理由をお尋ねします。

○ スポーツ振興課長

これはここに書いていますように、今現在あそこは就労の関係もいま全体的にばらつきがあるということで検討するようにいたしておりますが、庄内工業団地のグラウンドにつきましてはいま無料になっております。旧庄内町当時が無料ということでした。それで、非常に利用者につきましてもあそこはサッカーという形で利用者が利用されている状況でございますが、実際あそこの工業団地の一角として考えましたときに、あそこはバイパスが来年3月トンネルが開通いたします。そういったものをふまえて、公の施設として今グラウンドの見直しを今やっているわけでございますが、工業団地の中といったもの、場所的なもの、公の施設等のあり方、いろいろ考えましたときに、各関係機関、関係団体と協議を行いながらこういったものが一番いいのかということを検討するというところでございます。

○ 川上委員

工業団地として売却するという考え方ですか。

○ スポーツ振興課長

そういったことではございません。それも当然売却ということではありませんが、いろいろあそこについては用途的に使えるのではないかということを考えておりますので、そういった

ものもいろいろ検討していくということでございます。

○ 川上委員

いろいろ聞かせてください。工業団地以外にどういうことを検討しているのか。

○ スポーツ振興課長

スポーツ振興課としてあそこを工業団地にするとかそういったことは当然所管が違いますのでいえるものではございません。あくまでもスポーツ施設としてどうかといったときに広場につきましても数が多いでございます。そういったものも当然整備していくといったところも考えなくてはいけないということでございます。

○ 川上委員

大体あそこはスポーツするところでした。そういう意味では便利がいいところじゃないですか。代替機能があるといっていますね。ここを廃止しても。どこが代替機能を果たすと考えているんですか。

○ スポーツ振興課長

今で言えば市民運動公園、運動広場、筑穂の多目的グラウンドとかそういったところは考えられますし、緑地のサッカー場もございます。そういったところもサッカーとしては使えると。あと健康の森公園多目的広場ですが、これにつきましても現状の使用をもうちょっと拡大したいということも考えております。

○ 川上委員

そういうふうに言うと何でも代替機能を果たすことができるんですよね。要するに、とにかくここは工業団地にするということが先にあって、廃止をするという考え方じゃないんですか。

○ スポーツ振興課長

そういったことではございません。

○ 川上委員

じゃあ、この運動広場とグラウンド、利用者平成19年度は13万8千人くらいですね。施設管理経費は1600万円くらいですよ。グラウンドですから。それで、先ほどから言った3つの選択肢パターンがあるんだけど、この素案のとおりやったとして経費の削減見込みはどのくらいか検討できるでしょう。いくらですか。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:04

再開 11:09

委員会を再開いたします。

○ スポーツ振興課長

経費をどれくらい削減できるかというご質問でございましたが、今現在颯田野球場から筑穂多目的、庄内グラウンド、庄内工業団地の施設管理費を合計しますと540万円程度というのが施設管理でございます。人件費等もでございます。先ほどの体育館でもお答えしましたように、こういったものの中で使用するものもあるということでどれくらい削減できるかといった部分についてはまだ試算いたしておりません。

○ 川上委員

201号バイパスの沿線ということ言えば、例えば総合高校の跡地、ゆめタウンの進出計画が破綻しましたね。それから上三緒団地付近の市有地の道をはさんだ両方の売却を済ませましたね。そして、大きいところといたらここも挙げられるわけですね。そういう意味では非常にいろんなみで優良地の一つだと思うんですよ。だからといって市民のスポーツ振興に役立ててきたこういう施設をまともな試算もなくまともな理由も言われぬ。とにかく廃止しようと。廃止した後は何かに使うだろうと。多用途に使うだろうというようなスポーツ施設を投

げ出すかのようなこういう廃止はいけないと思うんですよね。スポーツ振興課がグラウンドの廃止するのを待っているような勢力もあるかもしれないけれども、これは撤回すべきだと私は思います。

陸上競技場についてです。陸上競技場はまず穂波ですね。穂波は多目的広場にするという事です。何が変わるかという、説明を読みますと、槍投げなど投擲競技ができなくなるというか、禁止されるわけですね。現状で、何が問題なのかと思うんです。わざわざ多目的広場にしなければならない理由、何かあるのかと。例えば、市の手が行き届かないために、目が届かないために投擲競技が行われて事故が起こったとかいうようなことでもないでしょう。なぜ多目的広場にしなければならないのか、ここを伺います。

○ スポーツ振興課長

穂波の陸上競技場につきましては、ご存知かと思いますが、実際利用されている状況をふまえましたときに、ソフト、野球、陸上をされている方も一方でおられますが、外周をウォーキング、ジョギングといった形で多目的広場としての用途が非常に強いということで、現状に合わせた形にしようということで用途変更というふうに考えております。

○ 川上委員

それでは、市民運動公園、穂波とも平成22年から指定管理者制度にということになっています。なぜかという、説明を読むと柔軟かつ効率的な管理運営と市民サービスの向上が図れるというようなことが書いてあるんですよ。この2つのグラウンドで、陸上競技場で指定管理者にして今言ったようなことができると思う理由は何ですか。

○ スポーツ振興課長

今現在につきましてはそれぞれ管理ということですので、受ける立場の中でそれぞれやっている状況でございます。それを、指定管理者導入することによって違った視点で指定管理者によってスポーツの振興を含めた管理運営ができるのではないかとということでこういった形にしております。

○ 川上委員

この程度のことで、指定管理者制度を導入と言うのはできないでしょう。スポーツ振興課が考えるべきことなんですよ、今言われたことは。自分たちはよくわからないと。指定管理者制度にすれば何かいいことがあるんじゃないですか、みたいなね。それがあなた方の言う柔軟かつ効率的な管理運営と市民サービスの向上のことじゃないでしょう。いま柔軟かつ効率的な管理運営というのは中身のある言葉ですか。中身のあることだったら少しやり取りしたいと思うんです。中身のあることがいまのスポーツ振興課でできないのかどうか。その辺もお聞きしたいですよ。どうですか。

○ スポーツ振興課長

中身のあるものがスポーツ振興課でできないかという点につきましては、今うちの職員、体育協会等々ございます。そういったなかで当然やれる分についてはなるべく地域のスポーツ振興を図って生きたいということで体育振興会も地域にございますので、そういったものを利用しながらやっております。しかし、先ほども申しましたように、違った視点の中でそういった広場、陸上競技場を利用してできることになるのではないかといたところもありまして、経費的な部分も考えましたときに指定管理者のほうがいいのではないかといたところで考えております。

○ 川上委員

その経費的なことを考えたといわれましたけど、どういうふうに考えたのかお尋ねします。

○ スポーツ振興課長

経費という部分につきましてはこれに関わる人的部分が必要ではなくなるということも若干ではあるかもしれませんが、管理につきましては、この1箇所と

ということではなくほかの施設との関係もございますので、こういったものを全体的に見ましたときに、ということで答えさせていただきました。

○ 川上委員

ダメなんですよ。ダメとバサッといってしまいましたけど、陸上競技場の2つの施設の人件費は160万円でしょう。この人件費も実は本庁の職員の給料じゃないですか、ここに入っているのは全額、全額かどうかわかりませんが、ほとんどそうですよ。それから施設管理費は739万円ですよ、合わせて。これを指定管理者に任せたからといってどのくらい浮くんですか。考えてないでしょう。そういう程度で柔軟かつ効率的な管理運営で市民サービスの向上とか言うのを、そういう言葉を市民に押し付けてはならないと思うわけです。誠実にいくべきだと思うんですね。だから、私は何を指定管理者制度をとかいうのを引っ張ってくる必要何にもないでしょう、ここでは。

次に、嘉麻市の第3種陸上競技場の使用について、記載がありますね。これは嘉麻市に相談してこういうのを入れているんですか、お尋ねします。

○ 委員長

川上委員、この前の委員会もこの質問は出ておったと思うが。

○ 行財政改革推進室主幹

基本方針にも近隣市長との施設の相互利活用ということで記載をいたしております。今後そういう施設につきましては、関係自治体と協議を進めてまいりたいというふうには考えております。

○ 川上委員

その答弁は前聞いているんですよ。それで、その後実施計画に記載するまでになっているので、嘉麻市と話をしたのかと聞いているんです。

○ 行財政改革推進室主幹

相互利活用につきましては、行革の中で嘉麻市・桂川町とは定期的に、施設だけではないんですけど、定期的な会議は行っております。ただしこういう具体的な話には現時点までいたってないのが実情でございます。

○ 川上委員

第3種陸上競技場はウィークデーに使わないでしょう。使う時期が集中するでしょう。そうすると、嘉麻市のほうで代替年間スケジュール実績を見て、飯塚が入っていくだけの余裕があるかどうかというのは聞いてないとおかしいですよ。そういう状況も掌握しないでこういうことを書いているわけですか。そういうこともないと思うんですけど、その辺の事情はどうですか。

○ 行財政改革推進室主幹

具体的なことにつきましては、協議いたしておりません。実際には中体連の大会とか後退連の大会あたりも含めて嘉麻市が公認の陸上競技場でございますので、現時点でも飯塚市の市民の方が利用されております。ただし、具体的な話は現時点ではいたしておりません。

○ 瀬戸委員

委員長すみません、要望です。

○ 委員長

はい、瀬戸委員。

○ 瀬戸委員

庄内工業団地グラウンドの件で一つ要望をお願いします。ここには多用途への変更について検討を行うということで、工業団地化したところですから何かいいところがあれば工業団地化何かになるのかなと想像はできますけど、そのときに、このグラウンドは先ほども課長が答弁のなかでサッカー団体がよく使用されているということを私も聞いております。サッカー団

体からの要望があつておるんですが、ここは日よけするところとか雨をよける施設があつたり、物をなおす倉庫があつたりというようなことを聞いておりますが、持込をされるということですかね、緑地の方はテントを持ち込んだりとか雨の日とかにもできない、何かよっぽど件の方と話してやってみただけでできなかった例があつたみたいですよ。庄内グラウンドは非常に使いやすいということを聞いております。もし代替をされる場合、そういうことを含めたところで代替の場所を考えていただければと要望しておきます。

○ 委員長

次に、76ページの野球場について、川上委員の質疑を許します。

○ 川上委員

何点かだけお尋ねしようとおもうんですね。野球場については3つの考え方をされていますね。穂波・筑穂は存続し、平成22年度から指定管理者。ナイターは冬季は閉鎖すると、来年度からということになっていますね。2つ目は庄内・颯田。これは平成22年度に廃止と。正、大規模改修工事が必要になるまでは無償貸与しますよと。3つ目は飯塚となっているわけですが、それぞれのそういうことにする基本的な考え方、どういう考え方でこのようにしたのか、簡潔に説明してください。

○ スポーツ振興課長

まず野球場、穂波・筑穂でございますが、穂波・筑穂の野球場につきましてはいまある5野球場の中で筑穂が一番新しく、平成10年、穂波が昭和58年なんですが、野球場としましては非常に野球するものといましては非常にいい球場というのがまずございます。公の施設として類似団体いろいろ考えましたときに、野球場の数含めたときに、基本方針の中で提示させていただきました数になってくるわけでございますが、2つの野球場、非常に良いという部分では公の施設として残すべきものではないかと。また、庄内と颯田につきましては、若干グラウンドが狭いという状況もございます。しかし、地区の方に使っていただけるという状況もございます。颯田あたりは中学校、庄内もそうですが中学校が使ったりとかいうことも当然でございます。そういったものもふまえましたときに庄内と颯田については地区体育振興会等に貸与していく方向で十分やっていけるのではないかと。また、飯塚野球場につきましては、近隣のマンションが建つたりとかいろんな状況が飯塚野球場の場合はございます。施設としてもいろいろ改修をやってまいりましたが、非常に古いといったところもございます。そういったなかで今回こういった形で見直しをさせていただいたということでございます。

○ 川上委員

基本方針では、県営を含めて野球場は2から3にしますと。したがって、市営は1か2ということになっていたんですよね。そこで、基本方針のときには健康の森の野球場をつくるなら現存の関係で言えば0か1になるというふうに言ったことがあります。この5つの球場で利用者数を見ますと、6万2千人が利用している計算になるんですよ。観客も入っているんでしょうか。先ほど言いましたように、現存の球場は市が責任を持つものとしては平成22年度以降は1つしか残らない。そうすると、はたして野球を愛好する人たちをそういう施設の状況で本当に吸収できるのかどうか、ニーズに答えきれるのかどうか。そのところは真剣に検討されていますか。

○ スポーツ振興課長

野球場につきましては広場、市民運動公園、運動広場あたりも野球で使える状況でもありません。そういったところをふまえましたときに野球場につきましてはある程度、言葉が悪くて申し訳ありません、十分対応できるのではないかとというふうに考えております。

○ 川上委員

十分対応できるということですね。それなら健康の森公園に巨費を投じて新しい野球場を作るという計画は撤回しなければいけないと思うんですね。ここで撤回するというふうに明確に

答弁できませんか。

○ 委員長

質問から外れよるばい。指定管理者にしようかというのを、そっちとこっちとは、ちょっとわけが違うよ。

○ 企画調整部長

いま健康の森公園内の野球場建設のお尋ねがありました。これにつきましては、目尾振興計画の中で健康の森公園内の野球場については飯塚市の財政が好転するまでは凍結すると。しかしながら野球場の建設中止ということになればあらたに検討委員会を設置して検討するというような現在の振興計画の内容になっております。したがって、この場で中止とかいうようなことにはならないと考えております。

○ 川上委員

私はどうかと思いますけど、スポーツ振興課は野球愛好家の方たちのニーズには答えられると、この素案で明確に言ったじゃないですか。そしたら、野球場はいらないでしょう。10何億円も、それにとどまらないかもしれないけれども、鉄塔を動かさないといけないからですね。体力がないときにそんなことを考えなくてよくなるでしょう。だから、ここで中止すると当然できないのなら、できんこともないと思うんだけど、できないんだったら、検討委員会に市として中止を提案して、理解を得るとそういったところまで答弁できるでしょう。答弁してください。

○ 企画調整部長

そういうことを十分に視野に入れていながら、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

○ 川上委員

いずれにしても、大型のものすごい金がかかって、交通の便も悪い、そういうところに10何億円もするような、するかどうかわかりませんが、野球場を作るくらいならどうですか、いまスポーツ振興課長が悩んでいるように、悩んでいるでしょう、各地域地域にきちんとした野球場を残したらどうですか。いま施設管理費が2000万円くらいしかかかってないんですよ。少し手を入れても10何億円とかなりませんよ。だから、たまにしか使わないようなところじゃなくて、日常的に子どもからそれなりの年齢の方までがみんなが身近に使えるところを維持していくと、必要な改修は行うということが大事と思うんですよ。そのようにしてください。私は以上です。

○ 委員長

関連ですか。原田委員。

○ 原田委員

まず、利用状況のところなんですけれども、平成17年度18年度19年度、3年度にかけて利用者数が書いてあります。これを見ましても飯塚の地で野球熱が高まってきているのではないかということがこれでわかるんじゃないかと思うんです。現に、庄内ジャガーズの少年野球にしましても全国大会優勝と。今年も準優勝と決勝までいっております。また穎田のほうも大会で優勝しております。そして、夏の甲子園では飯塚高校が甲子園まで行ったと、非常に高まっておる中でもととの基本方針では、整備して2、3箇所程度に統廃合することが望ましいというふうに述べてあるわけですね。そして、そのときに、質疑応答の中で例えば庄内地区・穎田地区において、こういった野球場がなくなったときにどうしたらいいのかとお尋ねをしたことがございます。そうしますと、筑豊ハイツもあるじゃないですかという答弁だったと思うんですね。で、ああいった201号線のトラックがどんどん通っている中を自転車の小学生を登っていかせるのか。また、穎田の遠いところから山越えに超えて上がってこらせるのかと、こういったことをお尋ねしたことがございます。そうしますと、種々検討してということ

が当時言われておりました。それが基本方針から素案ができたわけですが、何ら変わってないんですよ。どういう検討がなされてこういった結果にいったのかまず経緯をお尋ねしたいと思います。

○ スポーツ振興課長

野球場につきましては、委員の言われますように、緑地もありますという話をさせていただきましたが、緑地まで子どもたちに自転車で行くとかですね、そういったふうなことではなくて、あくまで子どもたちが日ごろ練習は颯田で言えば颯田のグラウンド、庄内では庄内グラウンド等々でやっております。大会につきましても市民広場等々でやっております。野球場でやることも大きい大会になればあるわけですが、前段で申ししたのは、そういった部分で申し上げた経緯でございますので、そこについてはご理解をいただきたいと思います。それと、公の施設として基本方針の中で2, 3箇所ということで答申が出されております。2, 3箇所ということであれば当然残りは廃止して、例えば解体してしまうということも早急とは言いませんが、視野の中であると思います。しかし、今回野球場の状況をいろいろ考えましたときに、私共としましては、そういったことではいけないのではないかと。また、野球場を壊すといったものを考えましたときに費用も非常にかかるということもふまえたときに、当然残していきながら、地元の方に提供し、地元で使っていただく。また、地元だけではなくて他のところもそうですが、使っていただくということを考えて体育振興会に無償貸与をして利用していただくのがよいのではないかとということで今回こういった提案をさせていただいております。

○ 原田委員

まずここで今なんでも言葉で出てきますが、用途廃止、この言葉について詳しく説明していただいていいですか。

○ 行財政改革推進室主幹

用途廃止とは行政財産を普通財産に変えることを指しております。

○ 原田委員

非常に難しい説明だと思うんですよ、それ。嚙んで砕いて飲み込ませるような説明をしていただきたいんですよ。具体的にはこうなるんですよ。今私共は市民代表で来ているんです。市民の皆さんが今言った言葉で「ああ、なるほど、そうだったんですか」と納得するわけじゃないですか。もう少しきちんと丁寧に答弁していただいけませんか。

○ 行財政改革推進室主幹

失礼しました。行政財産とは、公の施設も行政財産の中に入るわけですが、一番大きい野球場あたりは公の施設ということで、市民の利用に寄与するために市民の福祉の増進のために設置したものでございますが、その条例を廃止した中でそれ以外の財産、特定目的というのがございますが、普通で言います市民の利用に供しないような財産を普通財産とっております。そういう普通財産に落とすものについて用途廃止ということで表現をさせていただいておりますけれども、わかりにくいかと思いますが、その中でもこの機能を継続した中でという表現をいたしておりますが、特定目的の普通財産という位置づけをさせていただいております。なかなか説明がわかりづらいかと思いますが、あくまでも行政財産というのは目的を持った中で施設を設置したものでありますし、普通財産というのは市の固有財産の一つでございますけれども、行政財産以外のものすべてを普通財産というふうに言っております。

○ 原田委員

行政マンとしてはすばらしい答弁なんだろうけれども、少年野球チームの少年に説明するときにそんなんでわかるわけじゃないじゃないですか。野球場として目的とした球場の中で、普通財産として残すということは普通の野原と変わらないわけでしょう。中でサッカーやろうがドッジボールやろうがいいよってということになるわけじゃないですか。乱暴な言い方をするとそ

うということになるわけでしょう。そうすると野球場としての機能を残しながらといいますけど、野球はやっていいですよ、そのまま。しかし野球だけじゃなくて他のことだってできるんですよという言い方ですよ。違うんですか。乱暴な言い方で私そんなふうにとらえているんですが、もし間違いがあったら教えてください。

○ 行財政改革推進室主幹

地域関係団体に貸与する場合は、ここで他の施設もそうなんですが、その施設の機能を継続した中でということで記載いたしております。当然、野球場であれば野球場の機能を継続した中で地域関係団体等に貸与するということでございます。

○ 原田委員

野球場としての機能を残す、野球中心でやっていくということはいいいわけですね、それで。もう一つ、野球関係、旧飯塚市の場合は、野球場、これはスポーツ振興を担うことが期待される野球関係団体等によると書いてありまして、それ以外は地区体育振興会とありますけど、これはどういう違いがあるわけですか。

○ スポーツ振興課長

野球関係団体等ということでございますが、いま飯塚市体育協会に管理を委託しております、体育協会の方で管理人を手配してもらっております。そのときに野球場の整備というのは野球にある程度精通した方がいいということでそういった方にいま管理人をやっておりますが、その延長として考えておりましたもので、何もわからない団体が野球場の管理をやってもグラウンド整備だけというふうにいわれるかもしれませんが、整備でもやはり土、整備状況いろいろありますので、そういったうまく機能しないのではないかという意味で、こういったふうな書き方にさせていただいております。

○ 原田委員

課長、そういう答弁したらまずいんですよ。飯塚野球場が野球のことを存じてある、詳しい方がいいだろうということで管理する、ベストだろうということでしょね。じゃあ、先ほどの体育館でも見ましたように、体育振興会、振興会の方は野球に詳しい方なんか一人もいらっしゃいませんよ、庄内地区であれば。あくまでも現役でもなんでもない。野球されたことがあるかどうか、一人くらいひょっとしたらいらっしゃるかもしれませんがね。今言ったように60代、70代が主の方でしょう。どういう整合性があるんですか、これ。お尋ねします。

○ スポーツ振興課長

地元の体育振興会に無償貸与という分では、それぞれグラウンドなりは少年野球が主に使われていたりとかされている状況が実際ございます。先ほど行革主幹も答弁いたしましたように体育振興会にはいろんな競技団体、スポーツ団体等が関係された方がおられます。それで、そういった方たちの利用状況の多いところが体育振興会から話を受けて整備、管理をやるということであれば、当然地元のグラウンドあたり、当然野球関係団体がグラウンド整備をするような形みたいなものになりますので、体育振興会というのはそういう上の母体でありますので、地区の方につきましてはそういった形で書かせていただいております。飯塚野球場についてもそういった意味で記載をしていたつもりでございます。

○ 原田委員

飯塚の方では具体的に指名というかそういったものがあって、その他のところでは体育振興会にと、あくまでも体育振興会にということで、そこがまた指名するというような形にいまとらえました。そういったことですね。庄内球場であれば少年野球のほうで使っておりますので、指導者が使うところをきちんと自分たちで管理しなさいということで草の手入れとか何とかちゃんとやっているんですよ。あくまでも指導者がさせているものであって、チームの指導者が変わって、ここは使うだけよみたいになったときには、市はどうするんですか。そういう甘えがあると思うんですよ。でもやってもらってるからいいんじゃないですかとか。ある程度き

ちんとそこら辺を整理しないといけないんじゃないかなと思うんです。それから、体育振興会について、そこまでの組織的体力があると、本当にそのようにとらえてあるんでしょうか。どうなんですか、ここだけなんですよ、これ。なんでここが用途廃止にして、当該団体に無償貸与すると。じゃあ大規模改修なり何なりが必要が生じたときは、どうするんですか。原点に戻りますけど。将来的にどのようにかんがえてあるんですか。こちらの基本方針では、2箇所から3箇所に減らすということは明示してあります。しかし、この中では用途廃止、いわゆる野球場の機能は残すけれども用途は廃止して、用途廃止ということ自体がちょっと曖昧なんですよ。そして、市民団体等に無償貸与する、大規模改修になったときはどうなるのかということですよ。この基本方針でいうとその時点で取り戻すんですか。お尋ねします。

○ スポーツ振興課長

大規模改修工事が生じるまでの間は無償貸与ということで、まず先に飯塚の分だけや旧関係団体という分につきましては、旧飯塚地区におきましては8地区、体育振興会がございます。その8地区体育振興会ということでありましたので、また、旧4町につきましてはそれぞれに体育振興会が1地区に1つずつございます。そういった分もあってこういった書き方というのがまず一つございます。それと大規模改修が必要になったときにどうするのかといった部分につきましては、当然その工事がどれくらいかかるかというのがその都度ございましょうし、フェンスがそのまま倒れてくるといった状況があったときどうするのか、例えばフェンスを退かしてそのまま使えるんだったら使えばいいじゃないとか、フェンスも全部やり直さないといけないじゃないとか、そういったこともいろいろあると思います。大規模改修が生じた時点でその球場をどううまく使うのがいいのかということも検討しながらやっていくというふうに考えたいと、また、そのときの利用状況等々もあると思いますから、いろんなことをふまえながら当然検討していくということと考えたいと思います。

○ 原田委員

非常に曖昧なんですよ。将来設計というか、何もあれもない、ただ、お役所が責任を押し付けているだけとしか取れないんですよ、今の答弁であれば。それで、将来的に妥当な大規模改修が来るといったときには大体どのくらいで、どのくらいで今の老朽化を見たらわかるじゃないですか。例えばあれが20年も30年もあるわけじゃないと思うでしょう。近い将来じゃないですか。もったってあと10年くらいしかもちませんよとか、5年しかもちませんよというのがもう目に見えているんだから、そのときは大体方向性としてはこうしますとか、いま新団体とかそういったところに譲れるだけ譲っておって、そのときになって考えますというんじゃないかな話じゃないですかね。無償貸与します、壊れるまでですよ、ということでしょう、これ。壊れたらどうするんですかというのが全く載ってないんですけど。これはおそらくスポーツ振興課に聞いたってだめなんですよ。行革どうなんですか。

○ 行財政改革推進室主幹

大規模改修工事等の必要性が生じるまでの間は、ということで、この工事等ということで、ある程度、観覧席を含めた中で大きな工事等もあるかと思っています。曖昧な書き方をいたしておりますけれども、現時点ではどういう場合に閉鎖するとかこういう場合は市が財政支援をしながら改修していくというような事までは現時点では検討いたしていません。関係団体、地域の体育振興会とも協議をさせていただきながら、その時点では十分に協議を進めてまいりたいと考えております。

○ 原田委員

そこらへんのまだ決めてないというふうに明言されましたけれども、決めてないようなことを市民団体にもっていくというのは私はおかしなもんじゃないかなと思うんです。指定管理者でとりあえずつないでおきますと。そして、大規模改修があったときに初めてこれを鋭意検討しますというんだったらわかるんです。あまりにもそこら辺曖昧であって将来的な計画も一切

ないじゃないですか。私はこれはちょっと反対させていただきたいと思うんです。ここらへんはやっぱりもう少しきちんと将来的なことをふまえて検討させていただきたいと思います。これで終わります。

○ 委員長

ほかにありませんか。

○ 佐藤委員

原田委員さんと意見は大体同じなのであまり長くは言いませんけれども、用途廃止のところでは県営野球場の設置場所ということがあります。多分課長は野球されてあるので、県営球場を良くご存知かと思いますが、確かに少年野球はできますけど社会人の野球、スパイクの剣の部分では、大変しづらい球場ですね。目が粗い人工芝なので引っかかって怪我をするという状況もありますので、その辺、用途廃止の部分はもう一度検討させていただきたいと思います。これも同じなんですけど、飯塚野球場のところでは特定団体をさせているような状況があります。飯塚には野球団体、私が知る限りはあまりないと思うんですね。その辺を含めて特定の団体しか見られないと思うし、紛らわしいのでここは訂正させていただきたいように思うんですが、いかがでしょうか。

○ スポーツ振興課長

先ほど原田委員からもご指摘いただいておりますが、この部分につきましては、十分検討して対応したいというふうに考えております。

○ 佐藤委員

最後要望で終わりますけれども、多分ここも飯塚市営球場ですね、今の市営球場だけで見ると、野球関係団体だけになるのかな、もっと広い意味でスポーツ振興という意味で全体的に見れば飯塚市営球場と陸上競技場を同じに見たっていいんですね。だから、野球団体に限らずもっとスポーツ振興という意味で穎田球場、庄内球場の部分も不満に思いますので、もう一度さらに検討していただきますよう要望しておきます。